

「介護支援の推進」実施状況等(平成28年度)

No.	分類	目標	手段	事業	平成28年度実績	現時点での課題と評価	平成29年度計画	事業計画ページ
1	(4)持続可能な介護保険制度運営にあたって 課題:わかりやすく、利用しやすい介護保険事業の円滑な実施	健全で効率的な事業運営	介護保険制度の分かりやすい情報提供	・広報誌、ホームページ等への掲載、各種団体への出前講座の実施(継続)	・広報誌・ホームページへの掲載事項 1)第三者行為(交通事故等)で介護サービスを受ける時は市区町村へ届出が必要となった。(平成28年4月～) ・老人大学で介護保険制度について説明 1)西庄公民館(5月) けんこう課(後期高齢医療制度)と同時開催 2)林田公民館(7月) 地域包括支援センターの保健師と同時開催 3)ふれあい会館(2月) 介護保険制度について	広報誌が配布されるまでの期間を考えると、情報発信が遅れる。 情報提供が素早くできるように対応する。	情報提供が素早くできるように、ホームページを活用し情報提供に努める。	P91
2			・公正な要介護認定の取り組み ・介護保険制度の安定運営 ・介護サービスの質の向上	・介護保険認定調査員の研修(継続)	1)事務局側の意見交換会 坂出市、宇多津町、広域行政事務組合 平成28年4月(2名参加) 2)新規認定調査員研修 平成28年9月(4名参加) 3)現任研修 平成28年10月(9名参加) 4)能力向上研修 平成28年10月(2名参加)	1)事務局と広域行政事務組合との情報交換は、お互いに日頃気になっていることや抱えている問題を共有することができた。 3・4)現任研修、能力向上研修を受けることで、調査員の意識統一や情報交換ができる。	1)宇多津町、坂出、宇多津広域行政事務組合の認定審査事務職員等との意見交換を継続的に実施。 3)認定調査員全員が現任研修に参加する。 ・定期的に認定調査員の課内研修を実施し、認定調査の基礎を固める。 4)能力向上研修には継続して参加し、調査員の資質向上と意識統一を図る。 ・県外研修後の課内研修の実施	〃
3				・介護給付適正化事業(拡充)	1)認定調査状況チェック 調査件数(2,991件) 2)ケアプランの点検 ケアプラン(47件) 個別ケース会議(20回) 3)住宅改修などの点検 書類確認(421件) 4)医療情報との突合・縦覧点検 医療との突合(100件)過誤件数(1件) 縦覧点検(554件)過誤件数(26件) 5)介護給付費通知 6月(3,002件) 9月(3,027件) 12月(3,052件) 3月(2,832件)	1)認定調査票は全件確認。 (認定審査会事務局と連携) 県外委託の場合は、調査票の書き方や内容に差異が生じるため、委託先への照会確認が必要。 2)ケアプランの点検が不十分なため、ケアプラン分析システムと国保連合会からの分析報告書の活用をすすめていく。 3)事前、事後書類を担当者だけでなく複数の職員で確認しており適正なサービス提供は行えている。 4)医療情報との突合・縦覧点検は国保連合会に委託。国保連から報告された確認不可項目については、事業所への確認を行い、過誤の発見に努めている。 5)介護給付費通知の目的が、利用者に充分理解されていない。	1)認定調査票は継続して全件確認する。 修正が多い項目や選択の偏りなどの検証を行い、補正が必要なものは改善する。 2)国保連合会からの分析報告書を確認し、異常値を示す居宅介護支援事業所を把握し、ケアプランチェックの件数を伸ばす。 3)利用者の状態からみた必要性や利用者の自宅環境からの必要性、金額の妥当性等、今後も継続して確認する。 4)医療情報との突合・縦覧点検で報告された確認不可項目については、事業所への確認を継続する。 5)介護給付費通知は、適正なサービス利用につながることから、ケアマネジャーを通じ利用者への周知に努める。	〃

No.	分類	目標	手段	事業	平成28年度実績	現時点での課題と評価	平成29年度計画	事業計画ページ
4				・居宅介護支援事業者等への指導 (継続)	・県との合同重点検査 社会福祉協議会居宅介護支援 平成28年9月実施	1) 県が中心で重点検査を行い、市はケアプラン関係の検査を合同で実施。	1) 平成30年4月から居宅介護支援事業所の権限が県から市に移譲されることから、重点検査の実施に向けて検査方法や確認すべき要点などの整理をする。	P91
5				・介護相談員派遣事業 (継続)	・対象施設 左記と同じ ・訪問件数 286件(月平均24件)	1) 気になることを施設に伝えることで改善しようと動いてくれる。 2) 同じ時間帯に訪問すると毎回同じことをしており、違った様子が見られない。 施設や事業所によっては、時間を指定される場合がある。	●寝たきりや認知症の利用者にも声掛けし、利用者に対する介護者の対応などにも目を向ける。 ●施設の受け入れ体制に違いがあっても、相談員として利用者と事業所、行政へ橋渡しをしていく。 ●次の訪問までに1か月以上期間が開かないように調整する。	〃
6			・相談, 苦情対応	・かいご課での対応 (継続) ・苦情申立てや不服審査手続き等の実施 (継続)	1) 窓口, 電話での相談や苦情はその都度対応している。 2) 苦情申立ては1件あったが, 不服審査手続きには至っていない。	1) サービス事業所への苦情について, 地域密着型サービスは市から事業所に事情聴取し, 改善が必要な場合は早急に対応を求めている。広域型のサービスは, 県に報告している。	継続実施。	〃